

徳島県告示第三百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人芳越会	美馬市脇町大字脇町三四	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南一三三	介護予防通所リハビリテーション	令和三年三月二日
海陽町	海部郡海陽町大里字上中須一二八	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷一六一	訪問リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導	同日 八日
有限会社サンコーファーマシー	美馬市脇町大字脇町七二四一	くすのき薬局	三好郡東みよし町中庄三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	同日 十一日